

上伊那地方における林野利用の史的研究

その1 手良沢山山論の展開

川 村 誠

Historical Studies on Forest Utilization in Kamiina District (1)

—History of the Tera-Sawayama Forest Dispute—

Makoto KAWAMURA

目 次

はじめに……………48	第2章 幕藩体制下の山論の展開……………51
第1章 手良沢山入会をめぐる諸問題……………49	1. 寛文延宝年間の山論と幕府裁許
1. 時期区分の問題	2. 元禄年間の山論
2. 数村入会（村々入会）における 村間格差の問題	3. 幕末における山論
3. 山論の持つ意味について	第3章 明治維新と山論……………58
	おわりに……………60

要 旨

官林に編入される以前、手良沢山は6ヶ村の入会林野であり、幕藩体制確立期の寛文・延宝年間に、「山元」の沢山に対する権利を認めた「山元」・「入方」関係が公認される。その関係は、規約上で利用内容の差として表われるが、実際の利用の場においては、実力行動による利用内容の変更（拡大あるいは制限）が試みられる。しかし、基本的な「山元」・「入方」の関係を越えることはなく、この体制が崩れるのは、明治維新の体制変革の中においてであった。

は じ め に

上伊那地方は、土地利用の観点から2つの地域に大別することができる。1つは、南アルプス山系の山ひだにいだかれた地域であり、他の1つは、天龍川を中心に東西に広がる伊那平の地域である。前者は、木地師のムラが点在する木材・畑作物地帯であり「山仕事」の地域と言えるし、前者は、水稻・畑作物地帯であり、「里仕事」の地域と言える。

今回の報告でとりあげる手良沢山は、上記の区分から見れば「里仕事」の地域に属し、その「里仕事」を水と林野産物の両面から支えてきた「里山」であった。今、天龍川の東（龍東）を模式的に描くと図1のようになる。

上伊那地方は、早くから水稻耕作が行なわれたが、河岸段丘と扇状地地形からなる伊那平は山の出水を利用することにより山麓（C）と段丘下部（A）に展開し、その間には、段丘上の原野（B）が広がっている。この段丘上が本格的に開田されるのは、六道原に見られるように幕末以後

であり、段丘より低い位置にある三峰川など天龍支流の比較的水量豊富な水系の用水化が進んだ後のことである。山の出水による水田耕作は、米中心の幕藩体制下、常に水不足に悩まされた。この地域において切添などによる田地の拡大傾向は幕藩体制初期からみられるが、利用できる水と林野に限りがある以上「里仕事、地帯の林野利用の里山をめぐる争いは激しいものがあった。

本稿は、手良沢山を中心とした山論文書を通して、上伊那地方の「里仕事、地帯の林野利用の代表的な事例として、AとCの村の争いをとりあげて報告しようとしている。

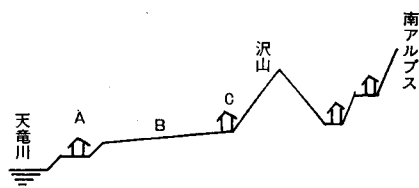


図1 上伊那地方（竜東）の断面模式図

第1章 手良沢山入会をめぐる諸問題

1. 時期区分の問題

手良沢山入会は、残存する山論文書から見れば、歴史的に2つの画期を持っている。

I 寛文・延宝年間の幕府裁許

II 明治の「土地官有区別」による官林編入

入会林野の利用にこの時期設定をそのままあてはめることには問題があるかもしれない。一般に入会地をめぐる利用主体間の争いは山論と呼ばれ、とくに、幕藩体制の確立期と見られる寛文延宝年間以来、各地に続発しており、山論文書として残されている。寛文・延宝期に山論が多いのはいくつかの理由が想定できる。1つは、米が貢租の中心とされた新田地の拡大にともない、採草地として林野の要求度が高まったことである。また、初期検地による村切りを背景に表面化したものも多い。村切りに上り成立した村は、いわば貢納単位として編成された村であり、従来の生産活動に関連して形成されてきた社会集団としてのムラとは必ずしも一致しない場合があった。その結果、同一の入会集団が2ヶ村以上にまたがるものや、利用対象としてきた林野がその立地上他村の内に包括されてしまうこともあったと考えられる。さらに他の理由として、初期の山論は、村境の決定や、内山、入会山の区分などに直接関連しており、それらはまた当事者間の内済によるよりも、幕府評定所の裁許により決定されたものが多く、これが前例尊重のたてまえから後の公事に受け継がれていき、そのために、村方でよく残されまた記憶されてきたと考えられる。今述べた3つの理由の後2者は、山論文書によっては利用実態のすべてをつかむことはできないという周知の問題を引き起している。特に従来から入会研究の中心課題の1つであった利用主体の性格とその実態（総じて利用主体を何に求めるかという問題）の発生史的把握を困難にしてきた。

手良沢山についても同様であり、表面化した時期をもって画期としてとらえることには問題が残る。しかし、寛文・延宝の山論と裁許により、手良沢山が、幕藩体制下の地方組織の中に明確に位置づけられ、利用内容の大枠が幕末に至るまでこの裁許内容に規定されてきたことも確かであり、幕藩体制下の入会の形成期であったと言える。

次に「土地官民有区別」による官林編入は、入会関係村にとって、入会地としての山林の喪失であったし、官有地への入会は認められず、新しい事態に立ち至ったことになる。さらに、とくに山元の村にとっては、単なる入会対象の喪失ではなく、我々が山の喪失と受けとられたのであり、林野利用の止絶以上に様々な影響を残したことが考えられる。

沢山の場合、隣接する里山の入会林野が、民有地になる中で、沢山のみ官有地に編入される。

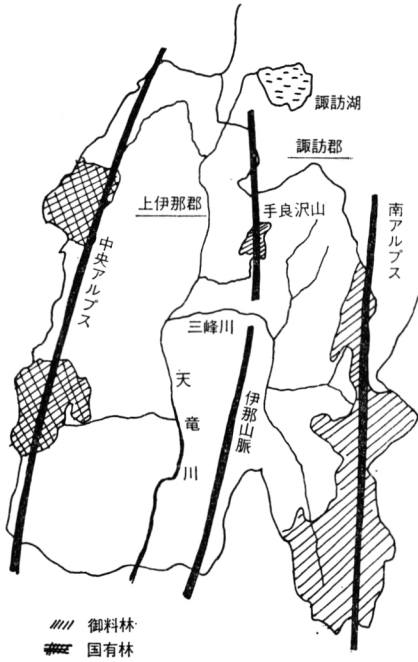


図2 上伊那地方における手良沢山と官
林位置図（昭和13年現在）



図3 関係6カ村の位置図

このことは、明治政府の林野政策とともに、体制転換の中での村方の動きをも合せて考えねばならない問題であろう。

2. 数村入会（村々入会）における村間格差について

沢山入会は、大筋において、山麓の野口・中坪・下寺3ヶ村と天龍川沿いの福島・野底・上牧3ヶ村との争いの中にあり、前者を「山元」「山方」、後者を「入方」「里方」と呼んでいた。「山元」という言葉は、寛文・延宝年間の訴訟時、ハツ手村を含めた4ヶ村をあらわして使用されており、「山方」「里方」「入方」は文政年間の出入の文書¹⁾に使われている。ところが、幕末、安政7年の文書では、野口、中坪、下寺を「山本」、福島、野底、上牧を「入会」と記しているのが見られる。

故平沢清人氏は、²⁾「伊奈郷村鑑」の資料を元に、伊那地方の入会利用の村間格差を、「地元・入会方・入方」関係として把握している。これは距離的な差のみでなく、権利内容の格差ありとして位置付けたものであり、「地元」がもっとも強く、「入会方」がその次で、「入方」はもっとも弱い権利しか持たない。そして、明治以後の民法にもとづく共有山設定時に、共有山への権利の差として、とくに、入方を除外する方向で問題化することを指摘している。また、この3区分を入会発生³⁾の原因の差ともむすびつけて発生史的に論じている。

これに対して筒井泰蔵氏は、「地元」と「入方」は同権利の場合が多く、単に地理的位置と歴史的な由来を示したものとして、権利関係と発生史の問題とを分けて考えている。また「入会方」と「入方」とには利用権格差があるが、入会地と村との距離的な関係でできるものではなく、「入方」が「入会」「地元」になる場合もあることを言う。寛永～寛文年代と元禄～享保年代を分けて、前者の段階では、裁許状などに「地元」と「入会」との格差を示す記載がほとんどなく、

「入会論争→裁決→入会の公認」が一応のサイクルを経て、入会関係の安定期に入ったとし、後者の年代に再び、入会関係の変更への動きが激しくなり、「入会」と「入方」との格差はこの時生じたとしている。

沢山の場合、「郷村鑑」では、野口を「本地元」、中坪・下寺を「入会」、福島・野底・上牧3ヶ村を「入方」としている。事実は多様であるが、このような区分の設定は、伊那地方において山論文書のような村間レベルにほとんど限定された資料の中から、入会の発生と入会関係の展開をみていく場合の視座を提供している。さらに、明治以後の展開の中で、入会林野の動向に対する村方の意識を見る上でも意義があると考えられる。

3. 山論の持つ意味について

村間の格差をともなった数村入会としての沢山入会は、幕府裁許の内容を守るかまえをとりながらも、様々な抗争を繰り返して幕末に至る。その過程は、北条浩氏の指摘するように「入会村々が、自村の入会を維持できるのは、なによりも実力を伴う入会の確守による」ものであった。これは、入会という「慣習」は決して固定的なものでなく、関係村による、より豊かな利用を求めている絶えざる慣習の変更への力が相互にあるのであり、山論の発端が、常に実力行使による、利用権の拡張、あるいは制限・撤廃への試みにあると言っても過言ではない。一つの山論は、裁許や内済で一応の幕を閉じるが、それは、決して最終的な解決ではなく、繰り返し同じ内容での山論が現われることになる。

第2章 幕藩体制下の山論の展開

1. 寛文・延宝年間の山論と幕府裁許

(1) 山論の発生と争点

里方3ヶ村は、寛文13年(1673年)3月20日付で、野口村を相手として、幕府評定所へ訴訟に及んだ。

幕藩体制下における「訴」は、公式に定められた方法に則り、裁判を願い出るもので、とくに、境論や山論、用水論についての手続や審議(論所)については、「公事方御定書」に詳しいが、延宝初年にすでにそのおおよその型式が成立していたと言われている。訴状(目安)が受理され裁判となれば、相手方は、返答書を用意して、白洲にのぞむことになる。しかし、評定所が訴訟内容にたち入って判決(裁許)を行なう以前に、当事者どうし話し合いによる内済が勧告される場合が多く、特に「論所」の場合は「熟談もの」と言われ、内済を原則としていた²⁾。内済で和議が成立すれば、当事者が「内済証文」をつくり、評定所がこれを認め(「済口聞届」)たならば、その内容は、判決と同じ効力を持つ。もしも、内済が成立しなければ、白洲における訴訟方・相手方の対決の後、判決の申渡しとなり、裁許状が作られ、両者の口供書(「口書」)も作られる。「論所」は土地と水に関するもので村方にとってはもちろん、幕府にとっても重要な問題であり、場合によっては実地見分により絵図面が作製されることもあった。沢山の山論は、「論所」として扱われ、裁許にまで至り、絵図面が作製されている。

次に訴状と返答書を示す。

乍恐書付以御訴訟申上事⁴⁾

信州伊那郡

天羽七右衛門御代^{官所}□□

宮崎太郎左衛門御代官^所
 福島村名主百姓
 鳥居兵部少輔知行^所
 山論 上^{牧村}
 同断 野底村
 千村平右衛門様御代官所
 相手同国 野口村

一、宮崎太郎左衛門・天羽七右衛門両御代官所福島領分上牧村野底村三ヶ郷之儀千村平^{右衛門様御代官所}
 村之沢山与申所へ先規入来申=付而右山手として中間之量之表三拾枚福島村より出し^〇枚上枚・野底両郷より出し都合六拾枚^〇家道奥・薪・柴・かや・萩・藤葉・夏草等^〇近年野口村之者共我儘仕薪斗通其外之物ハ一色も通し不申候=付而右三ヶ郷之者共迷惑致何とて先規之定を破り申候哉と尋申候得共近年ハ山阿せ^〇不足=付而留メ候由申候而埒明不申候依之^〇御廻り被成候刻訴状ヲ以申上候得者^〇野口村之儀御手代吉田茂左衛門=被仰付候間茂左衛門方へ申様=与被仰渡候^〇茂左衛門殿へ訴訟仕候へ者野口村之もの共被召出御吟味之上前々之ごとく被仰付五七日者諸色通し候得共又々不申候御事
 野口村用水之ため右三ヶ村之者山江入^〇理不尽ニ奉存候子細ハ野口村山入之大麻倉と申所之入山其外沢々迄焼払新田大分切開キ手前耕作仕候ケ様ニ山を荒し候而も用水之さはり^〇殊に野口村水末ニ而上牧野底村三百^〇申候ケ様之所ニ而用水無御座候而申談^〇福島村より入相ニ仕候証拠ハ千村平右衛門様御手代中山土佐殿よりかり之外何成共^〇文被下候ニ不持仕候上牧村野底村^〇とても火事ニて焼失仕候然レ共年々野口村へ出し手形木不持仕候御事
 右之通儀成証人御座候而も野口村之者共我儘仕候福島村上牧村野底村之儀野山^〇牛馬飼領迄可仕様無御座候御慈悲ニ野口^〇被召出先規之如ク被仰付被下候ハ、難有可奉存候子細者御尋之刻口上ニ而申上度奉存候以上

寛文十三年巳三月廿日

天羽七右衛門^〇
 宮崎太郎左衛門^〇
 同村名主百姓
 鳥居兵部少輔知行所
 同断

御奉行所様

乍恐以返答書申上候⁵⁾

信州伊那郡

千村平右衛門御代官所

野口村名主百姓

中坪村名主百姓

野口村山論 八手村名主百姓

天羽七右衛門御代官所

下寺村名主百姓

宮崎太郎左衛門様御代官所

福島村

天羽七右衛門様御代官所

同村

鳥居兵部少輔様御知行所

上牧村野底村

一、宮崎太郎左衛門様天羽七右衛門様御代官所福島村鳥居兵部少輔様御領分上牧村野底村右三ヶ郷之義千村平右

衛門御代官所野口村之沢山与申所へ先規る入来候為山手福島より疊表三拾枚上牧村野底村両郷同三拾枚都合六拾枚出したゝかり外家道奥薪柴かや萩藤葉夏草等迄取来り申処ニ近年野口村之モノ共薪斗通シ其外一色も通し不申候旨三ヶ郷る申上候先以古木薪之外通し不申儀近年事之様ニ福島上牧野底村る申上候儀相連仕候三拾年己前る古木薪之外通し不申候其子細はいにしく三ヶ郷る一日ニ馬數拾疋拾五疋ヲかきり沢山江入来申候処ニ前々と相替り馬數大分入込申候山内少之所ニ候へ者古木薪斗とらせ候而さへ山あせ申候薪之外家道奥若立之諸木かやなるくい迄為取候ハ、二、三ヶ年之内ニ諸木切つくし荒山能成ヘク候此沢山之儀ハ野口中坪八手下手良右四ヶ村分式千二百石余之田地用水ニ掛り申候水上之山ニ而罷有古木之薪斗取候てさへ山あせ用水水次第とほしく罷成近年田を畑ニ仕候所に御座候別紙ニ記差上申候此上若ばへ之諸木自由ニ切尽させ候ハ、用水すきと絶四ヶ村天水場ニ罷なり田地干損かちニ候へ者忝御公儀様御所務之御費と申次ニ四ヶ村之百姓困窮可仕儀迷惑奉存三拾ヶ年以前る薪斗とらせ其外留来り申候三ヶ村る夏草之儀迄申上候是ハ各別之儀御座候間口上ニ可申上候御事

附

福島村上牧村野底村る山手取申候儀野口山之証拠ニ前々より取来り申候山あせ申時分ハ山手を取らず山江も入不申様ニと先祖申伝へ候故次第ニ山阿せ迷惑仕候付古木之薪をも留山手をも取不申様ニ仕度旨、御代官千村平右衛門方迄近年百姓共願候へ者平右衛門被申候ハ野口村五六里近所御代官所南小野村接沢山へ松本領北小野村る山手を出し前々入来候処己前と相替り馬數大分ニ入候而山あせ候とて南小野村之百姓山留山手をも取不申候七年己前出入ニ罷成双方江戸へ罷下り北小野村るハ馬數村ニ有次第入来り候と申上候南小野村るハ一日ニ拾五六疋つつ前々入来候得共近年大分入申ニ付而山留申旨申上候得者南小野村る山手ヲ取南小野村之山ニ紛無之故者向後一日ニ馬數貳拾疋迄ハ入候様ニ山手ハ前々之通南小野村百姓方へ被申候様ニと被仰付候様之御例も候之間野口山古木薪迄留申儀ハ罷成御時代々候旨平右衛門被申聞候ニ付不及是非ニ古木之薪斗ハとらせ申候御事

- 一、野口村用水之為三ヶ村之者山入申儀留申候事理不尽ニ奉存候子細ハ野口山入之大麻倉与申所之入山其外沢ニ迄焼払新田大分ニ切開き耕作仕候ケ様ニ山阿らし候而は用水さはりニ罷成らせ候殊ニ野口村水末ニ而上牧村野底村三百石余之田を仕付申旨三ヶ村る申上候尤大麻倉ニ而少之所切畑仕候もの御座候則チ其初郷中ハ致吟味作等少成共仕付させ不申荒させ候儀無御座候野口村水末ニ而上牧村野底村三百名余之田地仕付候与申儀各別相連成儀ニ成儀ニ御座候右両村之儀ハ天竜川ハ井掛り御座候而用水不自由成儀無御座候野口村用水之末ニ而大分之田地仕付申儀不寄存申分ニ而御座候沢山ハ出御用水ハ機之事ニ而御座候故前之ヶ条ニも申上候通り田を畑に近年仕候是ニて御了簡被施可被下候御事
- 一、福島村ヨリ入相ニ仕候証拠ハ千村平右衛門手代中山土佐方ヨリたゝかり之外何成共取可申旨証文所持仕候由上牧村野底村江も一通ニ有之候得共火事ニ逢焼失仕候然レ共年々山手出し候手形所持仕候由三ヶ郷る申上候土佐手形之儀貳拾九年己前西年土佐子中山吉左衛門与申者平反衛門手代ニ而罷在候則チ右之手形土佐判形ニ而無之由福島衆へ申断候依之沢山之出入三ヶ村る不申立拾七年之間其分ニ而罷在候右吉左衛門相果候而拾貳年己前ニ平右衛門郷近ニ罷出候節福島村野底村上牧村る目安差上候其節野口村中坪村八手下手良村四ヶ村る右之趣返答書仕鳥居主膳様御奉行衆脇坂中務様御奉行衆宮崎太郎左衛門様御手代衆迄返答木懸御目ニ候其己後何之沙汰なく相延し今度御公儀様へ三ヶ郷る申上候土佐手形不正様ニ土佐子吉左衛門被申候得共四ヶ村之百姓共之儀ハ右之手形実不奉存候土佐手形ニ相極り候而からいにしへ馬數五疋ニ限り入候時代之儀ニ御座候間今程大分ニ馬數入候儀難成奉存候此方山主ニ而御座候得共田も畑ニ仕候時節ニ御座候故若立之諸木四ヶ村さへ中間吟味仕候ニ取つくし不申候様ニ仕候右三ヶ村る馬數大分入山切つくし申ニ付用水とほしく井田畑踏荒し迷惑仕候此上ハ山をも不取古木之薪をも為取不申候様ニ被為御付被下候ハ、難有可奉存候右之通被為聞召分百姓困窮不仕候様ニ奉仰候已上

寛文拾三己年四月廿五日

千村平右衛門御代官所野口村

庄屋三五郎

組頭次郎右衛門

中坪村

庄屋善右衛門

天羽七右衛門御代官所
下寺村
庄屋権兵衛

御奉行所

訴状と返答書の内容から論争点を列記すると次のようになる。

1. 山論の発生は、寛文元年（1661年）の千村平右衛門の村方巡視の時にまでさかのぼる。この時は、千村代官の手代の扱いで終わっているが、その扱い内容について里3ヶ村と山元3ヶ村の言分が異なる。里側は、先規の定が認められたとするが、山元側は「沙汰なし」としている。
2. 里3ヶ村より証拠として出されている「土佐手形」に関して（中山吉左衛門の素姓とともに不明な点が多く、今後の検討を必要とする）山元3ヶ村は「実不実不奉存候」ということで一蹴しているがその存在を否定しているものではなく、昔のことで事情が変わっているという点に力点が置かれている。
3. 論争の中心は、入会地の利用制限に関してであり、①刈取るべき林産物の内容制限、②林産物運搬のための馬数についてである。①については、現在、里方がとってよい品が「薪」に限られてしまったことに相方異論なく、ただ、その制限がいつから始まったのかについての説明が異なる。寛文元年の訴えの内容が明らかではないが、当時から制限があったようである。里3ヶ村は入会地で取ってきた品について「家道奥、薪、柴、かや、萩、藤葉、夏草等」をあげている。②については、訴状には馬数に触れていないが、返答書で、山元は、正保の「土佐手形」が出ていた時代は5疋に制限、近年、15疋に限るという定めとなっていたのに里方はこの数を超えて入会していると主張している。
4. 「薪」に制限したことについて、入会利用による山荒れを言い、1つに、祖先よりの「申伝へ」と、南小野村北小野村両村の出入の例をひいている。これに反して里3ヶ村は、山が荒れるのは入会のためではなく、野口村が沢山で開田をしたからだと主張している。
5. 里3ヶ村は、沢山からの出水を野底・上牧村の水田にとって不可欠のものとしているが、山元側は「両村之儀ハ天竜川井掛り御座候而用水不自由成儀無御座候」と主張し、むしろ山元側の用水不足は水田を畑にかえているほどだと説明している。
6. 結論として、里3ヶ村は、「先規之如ク」利用できることを、山元4ヶ村は、「古木之薪」をも取らないようにさせたいことを主張している。

このような争点を持って白洲で対決した具体的な様子はまったくわからないが、山元側の出した口上の2通の内容がわかっている。5月27日付の口上書⁶⁾によると、次の2点を加えることができる。

7. 入会地の広さに違論がある。

- 一、福島・上牧・野底三ヶ村ハ大木山手ヲ取入申山之分長サ三里半、横式里程御座候由右三ヶ村ハ申上候左様ニ而ハ無御座候、長サ壹里四五町程横さしわたし式拾六七町程も可有御座候かと奉存候、是分相違仕候乍憚御検使奉願候事
8. 山元側は、肥料や飼料類の利用制限が慣例化していたこと、山手は「大木山手」であることを主張している。
- 一、福島上牧野底三ヶ村共ニ夏草かや藤葉之儀終とらせ不申候証拠ハ山手之置之表請取手形ニも大木山手と可有御座候三ヶ村ハ手形被召出御披見被遊下候様ニ奉願候

さらに、6月8日付で出された口上書⁷⁾では重ねて検使（実地見分）を要請し、いくつかの論点を新たに展開している。

9. 山元側への、用水不足を言いながら新田開発を行なっているとの批判、とくに下寺村の新田130石余については、新検地と古検地の検地方法の差から生じたもので、「新切」ではないと弁明している。
- 「子細者、古検之儀ハ六尺五寸竿ニ而三百六拾坪ヲ壹反ニ仕候、新検之義ハ六尺竿ニ而三百坪ヲ壹反ニ

仕候、依□□間ニ付五寸之出目と三百坪之余り六拾坪と古検□□検老反ニ付四畝程ツて出申積ニ御座候下手良村古検之高四百貳拾石余之内ニて百六拾九石六斗余高出申積ニ御座候処ニ百三拾石余出目御座候左も御座候得者大積三拾九石六斗余出石不足仕候此不足之儀□□水とほしく水かかり悪敷天水場ニ成石伐下□□本田之内所ニより新田ニも成替申候地面ニ付□□所無御座候へ共田を畑ニ仕又ハ上を中ニも致中を下ニも下々ニも仕候ニ付石高ニて如此不足御座候新田と名付候迄ニ而右此分之新切ニ而ハ無御座候」

10. 夏草等をとらせていたか否かに関して山元側は、下寺、ハツ手の両村にさえ取らせていないこと、里3ヶ村には草刈場があることを説明している。

「夏草之儀ハ山本之下寺村・八手村ニさ□□せ不申野口村・中坪村両郷斗ニて取来り申候処此村を打起右三ヶ村ニ□□草からせ申さる事無御座候殊ニ右三ヶ村之儀ハ所々草かり場御座候ニ付」

以上、1～10の争点は入会の利用内容すべてにわたって対立があったことを示しており、両者ともに御公儀の実地見分を要請している。この対立の審理の過程に興味があるが不明であり、裁許状の内容から推しはかる以外にはない。

(2) 幕府裁許と村方の定

この時の裁許状は入手できていないが、延宝元年(1673年)11月13日付の代官手代衆が書いた「沢山論所御扱之覚」⁸⁾があり、裁許内容を知ることができる。「覚」には「野口村山江福島村野底村上牧村者山手ヲ出し先年ノ牛馬無限入山ニ有諸木共ニ取来候由申候事、又野口村中坪村下寺村八手村よりハ牛馬拾五疋入諸色取候申候御事依之山論ニ罷成」とあり、論争の発端を牛馬の数の問題と考えていたようである。さらに、①「沢山ニ有之候諸色之内留品之覚」、②「沢山ニ有之候諸色取物并牛馬定メ之覚」が付いており、公儀検分により定められた事柄が報告されている。これを受けて、関係村の間で取替証文が作られた。

取替申一札之事¹⁰⁾

一、信州伊那郡之内福島村上牧村野底村与同郡野口村中坪村下寺良村沢山出入ニ付山論出来仕御公儀様江御訴訟申上候処ニ御見分ニ佐脇伝右衛門様長田平右衛門様被仰付於御当地御穿鑿之趣被仰聞候条々至極仕候御見分之上ニ而理非相究上ハ非分方曲事ニ可被仰付与奉存御訴訟申上双方致和談山之諸色相定申候然上者右論所之儀重而申上間敷候

沢山ニ有之留物之覚

- 一、はい切
- 一、やなか
- 一、くい木
- 一、すすき
- 一、ふじ
- 一、くずば
- 一、たゝかり
- 一、夏草

但福島村江ハ夏草四ヶ月之内七月十七日ノ同廿一日迄五日之間かり可申候此外山ニ有之候諸色不残取らせ申答ニ相定候福島村三拾八疋之内ニ而右之夏草かり可申事上牧村野底村者茂かり不申答ニ相究申候事一、牛馬数福島村江三拾八疋上牧野底村右両村ヘ三拾八疋七拾六疋但口付人ともニ毎日山江入可申答相究申候事

野口村江古来ノ出申山手之覚

- 一、中間之疊表三拾枚福島村ノ前々之通野口村江出し可申事
- 一、京間疊之表三拾枚上牧・野底両村ノ前々之通野口村ヘ出し可申事
- 一、右之沢山之内新田畠新立出し少茂仕間敷事右之通双方和談之上相究申候間自今以後於此一巻少茂違論仕間敷候為後日取カハし手形如此御座候以如件

延宝元丑
十一月廿七日

信州伊那郡野底村
名主伝十郎印
上牧村名主
兵左衛門印
福島村名主
九郎兵衛印
名主
同 助右衛門印
組頭
同 市左衛門印
信州伊那郡野口村名主
三五郎殿
同組頭
次郎右衛門殿
中坪村名主
善右衛門殿
下手良村名主
権兵衛殿

また、絵図面が作製されている。次に示す絵図面の裏書によると、その絵図は実地見分によるものでないこと、また、沢山入会の境界が引かれたことがわかる。

¹⁰⁾
絵図面御裏書

信州伊那郡福島村野底村上牧村与同郡野口村中坪村下手良村沢山争論之事為見分佐脇伝右衛門長田平右衛門被仰付候検使之兩人双方百姓召寄於江戸先遂穿鑿之處福島村野底村上牧村之者野口村之地内沢山江入候儀双方相對ヲ以テ証文取替指出シ候然ハ不及見分評定ノ面々相談之上両方之百姓証文之通裁許申付候畢山之儀ハ絵図之西南ハよきときヨリ東方山尾通り北者牛蔵ヨリ西方鷲ヶ尾通墨筋引之加印判双方へ下置之間野口村中坪村下手良村ハ勿論福島村野底村上牧村入会諸色取候儀可為加証文者也仍為後鑑如件

延宝元年丑ノ十二月四日

(記名 略)

多様な論争点を持った訴訟の決着は、沢山の御墨引と利用内容の取替で終わっている。

この裁許の結果から3つの問題を提供できる。1つは、入会と入会地の公認ということであり、入会地の利用は地上の立毛に限られることの確認である。争点になっている林野産物は農作業ばかりでなく、日々の生活の再生産に不可欠なものを含んでおり、入会地も生活の場の一つであったが、同時に入会地は田畑開墾の可能性をもついわばフロンティアの役割を果たしていたことが考えられる。しかし、限られた里山地帯では、一村の繁栄は他村の衰微を意味する。この当時は、切添による新田開発が盛んであり、肥料の要求も高まっていた。さらに、中馬稼ぎが盛んになることなどによる牛馬の飼料に対する要求も高まっており、入会地の確保は、重要な問題であった。

次に第2の問題は、「夏草」に象徴される村間の利用格差である。夏草は里方にとって留品にもかかわらず、福島村には5日間という制限つきで許可されている。訴訟の口上によれば、山元側の下寺・八手両村でさえ止められている品である。

第3の問題は、訴訟の時、山元として名を連ねていた八ツ手村が、取替証文に名を出していないことである。(実際に、八ツ手村は、山の利用主体に入っていない。) 総じて、野口・中坪→下

寺・(ハツ手)→福島→野底・上牧という利用格差を内包した入会公認の姿がうかがえる。

2. 元禄年間の山論

元禄10年(1697年)8月に福島村から野口村の村役人へ出した文書¹¹⁾によると、馬数について、延宝の取替証文に反すれば、「百日宛之山留」と村中の連判を山元へ出していたが、7月17日に「若輩成下人共」が主人に知らさず、馬3疋を多く入れてしまったことが見つかり、3疋ばかりでなく、その他38疋すべて山元に留められてしまい、さらに「草薪木付ニ而も一切通し不申候」という事態に立ち入り「牛馬人共迄モ餓ニ及ヒ申候」とある。この争いは、何回か訴訟に及んだが埒明かずともあり、どのような決着を示したかがわからないが、「毎年秋彼歳ニ入申候へ者萩ヲ刈置申候而冬迄之牛馬飼料ニ仕候処ニ是共ニ留置通不申候へ者牛馬持申儀モ不罷成耕作仕ヘク様も無御座候」という、里方にとってはせっぱつまった事態に立入ったことは考えられる。この争論で注目したいのは、若い下人達の行動であり、取替証文や連判があるにもかかわらず、利用権の拡大への動きが見られる。

また、文政9年の福島村放火詫書¹²⁾には、肥料用の灰焼による失火とみられる火事の記録があり、入会地での灰焼は、御法度が普通であり、後述のように、幕末の山論にはこれが争点になっている。

一、私下男熊吉儀当三月廿三日沢山へ薪採ニ差遣し候所不図心得違ニ而焼火仕候然ル処折節大風ニ而火遠江□シ夥敷焼払候ニ付右熊吉共御村方へ御留置被成御沙汰ニ預リ一言之申訳無之(以下略)

このような行動は、時代は下るが、安政2年(1855年)に福島村から野口村へ出されたわび証文にも見ることができる。

差出し申一札之事¹³⁾

野口村沢山へ入山之儀ハ山馬三拾八疋之処此度私共村方ニ而心得違ヒ候者有之過馬拾疋入山致し御村方ニ而調之上過馬之分被差留一言之申訳無御座候右ニ付私共三人ニ而一向御咤仕候ニ付野口村中坪村下寺村右三ヶ村御相談之上御承知被下千万難有奉存候然ル上ハ村方一統申合以後右躰之心得違一切為致申間敷候一札仍而如件

安政二卯年九月日

野口村御役元

福島村

詫人太一郎印

〃 源助印

〃 新兵衛印

3. 幕末における山論

(1) 嘉永年間の山論

嘉永4年(1851年)里3ヶ村は、山元3ヶ村を相手としてそれぞれ3月から5月にかけて評定所へ訴訟に及んでいる。今回の争点は、延宝の裁許にある留品の「はひ切」の解釈である。里方はこれを「灰切」とし、雑木の葉と草とをませ灰にして肥料とするための材料とし、木の葉であるから、延宝の留品8品の外にあると主張するが、山元側は、「はひ切」は、「はい切之儀ハ家作等へ相用候木品又ハ日用之薪ニ致候木品ニテ杭木、屋なかろ大木之分ニ有之」とし、さらに、入会地での肥料のための灰焼は山元側も全く行っていないことを主張した。福島村からの訴状¹⁴⁾によると、戸数増と検地による石高増によって肥料の不足がはなはだしいこと、さらに明和年中の沢山大火により立木を失ない薪にも困る状態を訴えている。「はひ切」は、とくに肥料源との関係

から里方は問題にしたと考えられるが、山元側は、入会地での灰焼と、留品への権利拡大を警戒している。結局この訴訟は内済に持込まれ、「済口証文」が受理されている。内済では、事の紛しさのものは「道具之定」がないことにあるとして里3ヶ村は鉋と鎌を使うことに定めている。

(2) 安政年間の山論

嘉永の山論から10年足らずの間に再び山論になった。¹⁶⁾ 今回の争点は、里方が鉋や鎌で留品を苅り取ったか否かということであり、野口村の者が里方の荷を差押えたことに端を発している。里方は、留品の「くい木」や「やなか」と薪とをまちがえるはずがないとし、「杭木やな可ハ斧鋸ニテモ六尺余ヨリ九尺余迄、伐採三尺余工中へ埋候品ニテ川欠御普請所へ粗用候品ニ有之やな可ト唱候ハ萱屋根之内合掌へ横へ結遣六尺余有之品ニテ両品ハ山中牛馬ニテ付出難出来」と主張している。飯島の千村代官所へ訴えたが、野口村の七郎右衛門や要助らが「其御筋へ御駕訴致支配御役所へ御引渡ニ相成候」という非常手段に出たのであった。この具体的な経過が不明なのは残念であるが、結局、内済は「相手方ニテ細なるト申立仍極細木之義ハやな可ニ無之段相分以来右品ハ凡丈六尺位迄ハ無異論相手方へ為苅取杭木之義ハ六尺廻リヨリ丈ニ尺位ヲ限為伐採可申筈取極先般訴訟方ハ差留置候伐木ハ帰村之上早々夫々相改留木ニ紛無之品ハ相手方へ相渡」ということになった。

この肥料としての灰焼に関する争いは、明治元年12月付の「内済議定証文之事」¹⁷⁾という文書によると再度訴訟を起している。この時は八手村の名主・年寄らが扱人となって内済のとりまとめをしているのが注目される。

以上の幕藩体制下の沢山山論は、寛文・延宝年間の御裁許の枠を基本的に崩すことなく、しかし、里方3ヶ村による絶えざる権利拡大への行動を内包しながら推移したと言える。とくに幕末には、山元側が持ち出す地元の「權威」に対する抵抗を明記した文書が現われ、また、越訴の形態をとる山論になり、争いが激化していたことをうかがい知ることができる。¹⁸⁾ 延宝裁許の枠は明治維新の波の中ではじめて崩される。明治5年(1872年)における延宝の御裁許廃棄である。

第3章 明治維新と山論

政権交代にともなう「御一新」への期待は里方による入会林野旧体制の打破への要求となって現われた。明治5年(1872年)11月付の「内済示談書」は、延宝の裁許条文の破棄を明記している。

奉差上候内済示談書之事¹⁾

伊那郡福島村野底村上牧村右三ヶ村ハ字沢山入会山業之儀ニ付当四月中奉歎願候処尚又山元野口村中坪村下寺村右三ヶ村よりも同様御願立ニ相成追々御調之上延宝度御裁許御規文御廃キ仰付候沢山御見分之上双方江示談可致旨厚御利解之趣一同奉承伏依之内済示談相整候趣意左之通

一山税之儀者六ヶ村ニ而割合野口村ハ上納可致事

一苅敷明山之儀者芒種翌日尤口時候之節ハ延山元三ヶ村ニ而前日苅採渡五日之間六ヶ村同様刈採尤里方三ヶ村ハ持馬入山一日ニ一度ニ限りニ相定□□□六ヶ村同様休山可致事

一夏草明山之儀者夏至より二十日後明山いたし野口村中坪村下寺村三ヶ村にて刈採後立秋ハ六ヶ村同様苅採尤里三ヶ村持馬一日一度限リト相定メ秋分彼岸入目ハ六ヶ村休山可致事

一萱苅明山之儀ハ秋土用五日後六ヶ村同様入山可致事

一灰炭焼之儀者野火ニ相成候故放火之元ニ付一切焼申間敷候事

一立木之儀ハ大小ニ不拘六ヶ村ニ而伐採申間敷候事

一沢山入山往來筋六ヶ村心得入山可致事

前書之通訴答納得之上示談相整備ニ御威光与難有仕合奉存候然ル上ハ已來双方無申分相互ニ睦合入山可致者勿論都而右入会山之儀ニ付重而御願ケ間敷儀毛頭仕間敷候間是迄訴答可行差上置候書類復下渡被成下置候様偏ニ奉願上候依之為後証双方連印を以內済示談書差上候処如件

明治五壬申年十一月

(以下略)

この内容は、山元側とくに野口村にとって従来の「山元」としての沢山「支配権」の奉還であったといえる。「夏草」の利用に関する以外「荳敷」「萱」「立木」の3品について権利はすべて均等化されてしまっている。「山税」も旧来は山元側が高割で払っていたものである。税を払うことは「支配権」の保持にとって重要な事であった。また「立木」については、嘉永元年(1848年)のハツ手の久蔵が買主となった立木売渡証書があり、立木処分を山元側が行っていたことがわかる。また、明治11年(1878年)長野県へ出した民地引戻願の文書中に、延宝年間より嘉永3年までは道路橋梁材として使う目的で唐松を植付けていたことが明記されている。これらから、「山元」が入会地に対して持っていた権利(それは常に行使されないことには確保され得ない)の広範なことを示しており、逆に、里方3ヶ村にとっては、権利拡大への動機づけにもなるものであった。

この内済による入会林野利用は明治18年以後、「示談約定書」²⁾、さらに「続示談約定書」³⁾という形で修正が施され、山元の権利が相当に戻っているが、それらは、沢山の官林編入が明らかになってからのことである。

明治維新のこの変化を野口村の役人層がどのように見ていたかを示す資料がある。⁴⁾

抑沢山ハ往昔ヨリ山本村民ノ共有物ニシテ万代不易ノ民有地タル事ハ歴世継続スル収税ノ証ニ依テ明カナリ然ルニ明治政府ノ沿革ニ方リ百事維新ノ為ニ政令ノ多端ナル一ヲ発スレバ一ヲ廢シ殆ト人民ヲシテ朝旨ノ有所ヲ知ラサシムルニ至ル当是時国民漫リニ新奇ヲ好ミ動モスレハ舊規ヲ顛覆スルヲ以テ時政ニ適リトスルモノ、如キ弊ヲ来スニ至ル而ルニ入合村(鶴島外村ヲ云)々ノ有志輩ハ斯ル浮薄輕走ノ世變ヲ機化トシテ沢山ノ舊規モ煙滅ニ屬セシ事ヲ商リ古來不拔ノ所有主タル地本村外僅カニ七十余ノ馬ヲ限り年々地元村ハ山牛料ヲ収メ掌テ伐採ニ制限アル入合村々ト同等ノ位置ニ立ント試ミ頻リニ舊規ヲ破ラン事ヲ主張シ抗論ノ末ワ竟ニ法度ニ訴ヘシヲ適々暴吏本山盛徳ノ与ル所トナル盛徳性傲慢ノ士雄年ヲ以テ県ノ權中属ナリシカ穴ニ軸テ事ヲ処ス茲ヲ以テ入会村々ノ者共密カニ盛徳ニ会シ苞苴ヲ容テ事ヲ諾ス因テ盛徳ノ説所彼ニ甘ク吾ニ苦ク頗ル官權ヲ弄シテ地元村民ヲ圧倒シ言ヲ要スルニ幕府ノ末世ヲ罵言シ王政復古ノ旨意トハ舊規ヲ維新シテ天賦ノ正理ニ基クモノニシテ索ヨリ国民一般同等ノ資格ヲ□シモハ差等ナキ平等主義ヲ以テ政ヲ旋スモノナレハ沢山ノ如キモ元來沿地ニ栖往スル村民ハ同明同血ノ天理ニ於テ地元村民入合村民ノ區別アル事ナシ然則旧規ノ陋弊タル事明カナリ依テ此陋別ニ双方同等ノ資格ヲ以テ示談ヲスヘシ然レトモ入山ノ遠近ト地里ノ弁否ヲ斟酌シテ各適合スルノ条約ヲナスヘシト若シ然説ニ背リモノハ朝旨ニ悖ルモノトシテ嚴刑ニ処スヘシト其□□恰モ百雷ノ一時に墜落シ来ルカ如キ有様ヲナルニ凌虐サレテ地元村々ノ惣代諸君大ニ狼狽ノ姿トナリ甲去リ乙辞シ互ニ譲リテ事を不□事三年ニ及ヒ恰モ山地所有ノ權ハ地ニ抛テ復タ顧シサルモノ、如シ於茲入合村々ノ者共益ス勢カヲ得テ弥盛徳ト通□之旧規ヲ棄毀シテ更ニ条約ヲ結ハント其期ヲ促ス事甚急ナリ傍ノ事盛徳ヨリモ亦地元村々ハ迫ルニ前説ニ□スヤ否ヤヲ以テシ若シ□セズンハ更ニ該山ヲ上地シテ公売ノ処分アリト其期ヲ要ル事刻ヲ以テシ圧抑ノ酷問火ノ如クナルヲ以テ地元村民ノ進退此ニ谷リ嗚呼時ナル哉數百年來山本村ニ伝ハリタル所有ノ特權僅カー汝吏ノ毒説ニ中リ(以下略)

この文は、「山本」としての権利を失ったことへの怨嗟に満ちているが、問題とすべきは本山盛徳の存在である。彼は、木曾御料林が「本山官山」と呼ばれるほど木曾山の官林編入に活躍した人物であり、その素行は、島崎藤村の『夜明け前』にも描かれている。

北条浩氏によると、本山盛徳は、明治7年には木曾に入っていたらしく木曾の次は上伊那地方の調査を行なっている⁵⁾。沢山入会の問題に登場するのもこの前後のことと思われる。本山盛徳が

賭路その他によって土地官民有区別の線引きに手かげんを加えたということの影響は実際にはわずかのものではあったという。しかし、少なくとも、沢山入会にとって本山盛徳の登場は、官林編入への道がはじまったことも意味していたのである。

お わ り に

以上の報告は、「山元」・「入方」間の山論をその争点に沿って追ったのみであり、まだ、「山元」「入方」それぞれの内部における対立の側面にはまったく触れていない。沢山および内山をも含めると、山元千ヶ村についてみれば、①野口⇄中坪（地付入会論争）、②野口・中坪一下寺（沢山「山元」争い、地付入会論争）、③下寺一八ツ手（むろこ入山論）といった山論が交錯しているのが現実である。さらに、手良沢山の官林編入以後を扱っていない。関係村の領主一村落構造の問題とともに稿を改めて報告してみたい。

なお、本調査は、下寺の故荒井源司氏の教唆によりその糸口をつかんだものであり、また資料コピーを許していただいている野口の蟹沢寿子氏、八ツ手の登内利子氏に感謝したい。さらに、信州大学農学部、飼養飼糧研究室の鈴木茂忠氏、ならびに森林経理学研究室のみなさんには格別の御配慮をいただき、調査を続けることができていることを記し、今回の報告をおわりたい。

注

第1章

注1) (伊那市手良地区八ツ手) 登内家文書

- 2) 平沢清人, 近世信州伊那郡の入会慣行における地元・入会方・入方について, 徳川林改史研究所研究紀要, 昭和45年度, 1971, 3
- 3) 筒井泰蔵, 地租改正時における入会権紛争, 徳川林政史研究所研究紀要, 昭和46年度, 1970, 3
- 4) 北条 浩, 林野利用における慣習, 徳川林政史研究所研究紀要, 昭和48年度, 1974, 3, p. 65

第2章

注1) 小早川欣吾, 近世民事訴訟制度の研究, 1957, 9, p. 144

- 2) 小早川, 前掲書, p. 381
- 3) 「百箇条調書」内々篇上巻, 論所見并地改遣候部に実地見分をできるだけ避けるようにとの記述あり一論所出入訴出候得ハ訴訟方相手方立合給図為御出御絵図と相違無之候得ハ不及御見分御書下し又ハ上証文を以御裁許御申付たとへ国部境等之出入ニ而モ見分不遣候而相済儀ハ成丈見分ニ不及様御取計候哉之事
- 4) 字沢山民有地置据願ニ付, 証蹟書類写第1号, 明治18年12月(伊那市手良地区下寺, 荒井家文書)
- 5) 証蹟書類写, 第1号
- 6) 「野口中坪下寺八手村百姓申口」, 証蹟書類写第2号
- 7) 「乍恐口上書を以御訴訟申上候事」, 証蹟書類写第2号
- 8) 証蹟書類写第3号
- 9) 証蹟書類写第4号
- 10) 証蹟書類写第5号
- 11) 「元禄十丁丑年福島村御代官差出候写」証蹟書類写第13号
- 12) 「差出し申一札之事」証蹟書類第11号
- 13) 証蹟書類第12号
- 14) 登内家文書
- 15) 森林所有権研究会, 明治26年全国山林原野入会慣行調査資料長野県, p. 107
- 16) 森林所有権研究会, 前掲書, p. 111
- 17) 登田家文書
- 18) 注 16)参照

第3章

注1) 森林所有権研究会, 前掲書, p. 115

- 2) 森林所有権研究会, 前掲書, p. 116
- 3) 荒井家文書
- 4) 伊那市手良北区野口, 蟹沢家文書
- 5) 北条 浩, 木曾山林事件の一考察, 徳川林政史研究所研究紀要, 昭和49年度, 1975, 3, p. 61

Résumé

Before the “Enclosure” by the meiji government, Tera-Sawayama was an “iriai” with six villages. In the Kammon- and Empo periods of the early Edo era, the regime authorized the “Yamamoto-Irikata” relationship in which “Yamamoto” was privileged with the utilization of Sawayama. This relationship meant that the different content of its utilization. It actually brought about through force the expansion or the reduction of the utilization privilege. The “Yamamoto-Irikata” relationship was preserved until the Meiji Revolution.